

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和5年7月1日 13時00分ごろ
発生場所	滋賀県草津市烏丸半島西方沖（琵琶湖南部） 下物村二等三角点から真方位310°1,000m付近 （概位 北緯35°04.5 東経135°55.7）
インシデントの概要	プレジャーヨットANNAは、西進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和5年7月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット ANNA、5トン未満（長さ8.10m）
船舶番号、船舶所有者等	235-9873滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型（湖川小出力限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、滋賀県草津市烏丸半島西部の船着場（以下「本件船着場」という。）に係留中、センターキール下端が砂地の湖底に着いている状態であったが、船長が1人で乗り組み、ボートフックで岸壁を押ししていたら離岸できたので、滋賀県大津市所在のヨットハーバーへ機走により出航することとした。</p> <p>本船は、船長が対岸の比叡山山頂を目標にして西進中、本件船着場の西方沖約100mの浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。</p> <p>船長は、機関を後進にかけても前進にかけても本船が動かなかつたので、110番通報して救助を要請し、警備艇に救助された。</p> <p>本船は、7月3日、船長が依頼した知人のプレジャーボートで本件浅所から引き出され、大津市所在のヨットハーバーにえい航された。</p> <p>本船の喫水はセンターキール下端まで約1.8m、本件浅所の水深は約1.5mであった。</p> <p>船長は、本件船着場の周囲に浅所が拵延していることを知っていて、知人から、離岸後に一旦岸壁に沿って南南東進し、本件船着場の南西方沖に本件船着場へ出入りする水路の目安として設置されている緑色と赤色のブイの間を通過するように右転して比叡山山頂を目標に航行するよう助言を受けていたが、離岸して西進中、船首方を本船と同じような大きさのヨットが航行しているのが見えたので、本船も航行できると思い、西進を続けた。</p>

<b>分析</b>	本船は、本件船着場を離岸して西進中、船長が、本件船着場の周囲に浅所が拡延していることを知っていたが、船首方を本船と同程度の大きさのヨットが航行していたので本船も航行できると思い、西進を続けたことから、本件浅所に向かう進路となり、本件浅所に座洲したものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、本件船着場を離岸して西進中、船長が、本件船着場の周囲に浅所が拡延していることを知っていたが、船首方を本船と同程度の大きさのヨットが航行していたので本船も航行できると思い、西進を続けたため、本件浅所に向かう進路となり、本件浅所に座洲したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、浅所が拡延している水域を航行する場合、浅所の場所及び水深を十分に調査して航行すること。</li></ul>